

事務事業名	道路登記運営事業				担当	建設部 建設課 管理係		
政策名	A	暮らしやすさが実感できるまちづくり			増補版施策名			
施策名	4	道路ネットワークの整備			<input type="checkbox"/> 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input type="checkbox"/> 単年度繰返（開始年度 昭和29 年度～） <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
法令根拠	不動産登記法							
予算科目	1. 一般会計	8. 土木費	2. 道路橋りょう費	1. 道路橋りょう総務費				
事業概要	道路改良事業により取得した道路用地及び未登記等の道路用地について、不動産登記法の義務に基づく所有権移転登記を行い、安全な公衆用道路を維持する。また、国から譲与された道路等の法定外公共物について、不動産登記法の義務に基づく登記作業を実施した。							

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 30年度実績 ・道路改良事業5路線で取得した道路用地28筆の所有権移転登記 ・未登記等の道路用地43筆の所有権移転登記 ・地目未変更の道路用地454筆の地目変更登記  31年度計画 ・道路改良事業10路線で取得する道路用地の所有権移転登記 ・未登記等の道路用地の所有権移転登記 ・地目未変更の道路用地の地目変更登記	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
	名称		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
	ア	取得した道路用地の所有権移転登記	筆	52	51	84	28	91
	イ	未登記等の道路用地の所有権移転登記	筆	15	22	39	43	30
	ウ	国から譲与の道路等の法定外公共物の移転登記	筆	0	0	0	0	0
エ	地目未変更の道路用地の地目変更登記	筆	542	608	512	454	529	
オ								
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 ・道路用地として取得した土地 ・国から譲与された道路等の法定外公共物	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
	名称		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
	ア	道路用地として取得した土地	筆	52	51	84	28	91
	イ	国から譲与の道路等の法定外公共物	筆	0	0	0	0	0
	ウ							
エ								
オ								
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） ・道路用地として取得した土地の所有権移転登記 ・未登記等の道路用地の所有権移転登記 ・国から譲与された道路等の法定外公共物の所有権移転登記 ・地目未変更の道路用地の地目変更登記	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
	名称		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
	ア	所有権移転登記完了件数	件	67	73	123	71	121
	イ	地目変更登記完了件数	件	542	608	512	454	529
	ウ							
エ								
オ								
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 快適で安全な通行ができる道路網の整備	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
	名称		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
	ア	道路の整備状況が良いと感じている市民の割合	%	65.3	61.3	63.9	62.5	62.3
	イ							
	ウ							
エ								
オ								

(2) 総事業費の推移		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	千円	0	0	0	0
		国庫支出金	千円	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0
	一般財源	千円	2,264	3,558	3,616	2,467	3,675
	事業費計(A)	千円	2,264	3,558	3,616	2,467	3,675
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1
		延べ業務時間	時間	67	73	123	71
		人件費計(B)	千円	281	303	510	296
トータルコスト(A)+(B)		千円	2,545	3,861	4,126	2,763	3,675

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	不動産登記法に基づき、道路用地として取得した土地の所有権移転登記等を行う。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	平成17年に不動産登記法が改正され、地積測量図の取扱いについて従来より高い精度が求められ、残地求積が必要となったため用地測量費が増加した。また、国から譲与された道路等の法定外公共物については平成26年度に、二宮町名義の道路用地及び法定外公共物については、平成25年度に所有権移転登記が完了した。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	道路登記について、特に意見要望等は寄せられていない。